

「2024年度における外国人生徒・中国帰国生徒等の高校入試特別措置・特別入学枠等」調査票 2023年度実施

外国人生徒・中国帰国生徒等の高校入試を応援する有志の会

＜基本情報①（自治体情報）＞

都道府県市名 政令都市・中核都市名	山口県		
高校入試 担当部署名	教育庁高校教育課		
TEL	083-933-4627	FAX	083-933-4619
URL	https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/180/		

＜基本情報②(担当した有志の会メンバー情報)＞

調査担当者名	田中 沙織（所属:公益財団法人山口県国際交流協会）
--------	---------------------------

〈全国一覧掲載情報〉

I 全日制高校について

	A.外国人生徒	B.中国・サハリン帰国生徒	C.海外帰国生徒
1.2023年度中について、当該項目の生徒の在籍の有無 ※有・無・把握せずから1つ選択	有	無	無
2-1.2024年度の一般入試において、当該項目の生徒の受けられる入試特別措置の有無 ※○△×から1つ選択 △(要項に明記されていないが実質受けられる、等)の場合には「2-1の備考」に明記	○	△	○
2-1の名称	外国人生徒		帰国生徒
2-1の備考 2-1が△の場合は明記 国籍要件に条件がある場合は明記		帰国生徒であるが、2-2の制限について は外国人生徒と同様としている。	
2-2.滞日年数制限	6年以内	6年以内	外国における在住期間が継続して2年以上で、帰国後2年以内又は帰国予定
2-3.措置の内容	(1)各教科10分を限度として、必要に応じて、検査時間を延長する。 (2)学力検査の問題文の漢字に、必要に応じて、ふり仮名をつける。	(1)各教科10分を限度として、必要に応じて、検査時間を延長する。 (2)学力検査の問題文の漢字に、必要に応じて、ふり仮名をつける。	(1)各教科10分を限度として、必要に応じて、検査時間を延長する。 (2)学力検査の問題文の漢字に、必要に応じて、ふり仮名をつける。
2-4.2023年度の入試において、当該の措置で、日本語指導が必要な生徒が受検(受験)しているか ※有・無・把握せずから1つ選択	有	無	無
3-1.2024年度の入試において、当該項目の生徒を対象とした特別入学枠の有無 ※○△×から1つ選択 △(要項に明記されていないが実質対象となる、等)の場合には「3-1の備考」に明記	×	×	×
3-1の名称			
3-1の備考 3-1が△の場合は明記 国籍要件に条件がある場合は明記			
3-2.滞日年数制限			
3-3.入学枠のある学校数／全学校数			
3-4.学校名			
3-5.定員 ※該当する方のみ記入	①定員内(枠内)		
	②定員外(枠外)		
3-6.特別枠の定員数は明確となっており、かつその数まで合格を認めているか (定員数内で不合格を出さない内規等があるか) ※○×から1つ選択			
3-7.試験内容			
3-8.2023年度の入試において、当該の枠で、日本語指導が必要な生徒が受検(受験)しているか ※有・無・把握せずから1つ選択			
その他補足事項 ※措置や枠がある地域については、 2023年度の入試別の受験者数・合格者数、その他事項などを記入			

II 定時制高校について

	D.外国人生徒	E.中国・サハリン帰国生徒	F.海外帰国生徒
1.2023年度中について、当該項目の生徒の在籍の有無 ※有・無・把握せずから1つ選択	有	無	有
2-1.2024年度の一般入試において、当該項目の生徒の受けられる入試特別措置の有無 ※○△×から1つ選択 △(要項に明記されていないが実質受けられる、等)の場合は「2-1の備考」に明記	○	△	○
2-1の名称	外国人生徒		帰国生徒
2-1の備考 2-1が△の場合は明記 国籍要件に条件がある場合は明記		帰国生徒であるが、2-2の制限について は外国人生徒と同様としている。	
2-2.滞日年数制限	6年以内	6年以内	外国における在住期間が継続して2年以上で、帰国後2年以内又は帰国予定
2-3.措置の内容	(1)各教科10分を限度として、必要に応じて、検査時間を延長する。 (2)学力検査の問題文の漢字に、必要に応じて、ふり仮名をつける。	(1)各教科10分を限度として、必要に応じて、検査時間を延長する。 (2)学力検査の問題文の漢字に、必要に応じて、ふり仮名をつける。	(1)各教科10分を限度として、必要に応じて、検査時間を延長する。 (2)学力検査の問題文の漢字に、必要に応じて、ふり仮名をつける。
2-4.2023年度の入試において、当該の措置で、日本語指導が必要な生徒が受検(受験)しているか ※有・無・把握せずから1つ選択	有	無	無
3-1.2024年度の入試において、当該項目の生徒を対象とした特別入学枠の有無 ※○△×から1つ選択 △(要項に明記されていないが実質対象となる、等)の場合は「3-1の備考」に明記	×	×	×
3-1の名称			
3-1の備考 3-1が△の場合は明記 国籍要件に条件がある場合は明記			
3-2.滞日年数制限			
3-3.入学枠のある学校数／全学校数			
3-4.学校名			
3-5.定員 ※該当する方のみ記入	①定員内(枠内)		
	②定員外(枠外)		
3-6.特別枠の定員数は明確となっており、かつその数まで合格を認めているか (定員数内で不合格を出さない内規等があるか) ※○×から1つ選択			
3-7.試験内容			
3-8.2023年度の入試において、当該の枠で、日本語指導が必要な生徒が受検(受験)しているか ※有・無・把握せずから1つ選択			
その他補足事項 ※措置や枠がある地域については、 2023年度の入試別の受験者数・合格者数、その他事項などを記入			

Ⅲ高校入学後の状況

1-1.日本語指導が必要な生徒に対して、入学後の日本語や教科の支援(補習等)にかかる当該自治体の施策の有無 ※有・無から1つ選択	有	
1-2.有の場合、その施策の具体的な内容 ※該当する項目にチェック	<input type="checkbox"/>	A.教育課程に位置づけられた日本語授業(特別の教育課程、学校設定科目、個別対応授業など単位として認定されるもの)の実施
	<input type="checkbox"/>	B.教科学習において個別対応や習熟度別の授業を実施
	<input type="checkbox"/>	C.母語(継承語)保持のための授業の実施
	<input checked="" type="checkbox"/>	D.担当教員の加配
	<input type="checkbox"/>	E.日本語の授業などの講師や支援者の雇用
	<input type="checkbox"/>	F.母語(継承語)の支援のための講師や支援者の雇用
	<input type="checkbox"/>	G.その他外部支援者(コーディネーターなど)の雇用
	<input type="checkbox"/>	H.日本語指導が必要な生徒を対象としたキャリア教育(出口支援)
	その他の施策	
上記に該当する実施校の校数等	2校	
補足事項		
2-1、「1-2のA」において特別の教育課程での日本語授業を行っている?	いない	
2-2.行っている場合、実施校数、実施高校名		
2-3.行っていない場合、今後、教育委員会として実施計画はあるか?ある場合は、その実施予定年度、予定高校数など	有	すべての県立高等学校において、教育課程に日本語指導を位置づけており、該当する者がいれば実施する。
3.自治体の施策ではないが、各学校で個別に実施していることがあれば記入	事情によって支援内容を決定	
4.2023年度の入試において、海外で中学相当(学校教育における9年の課程)を修了し、来日後直接高校受験(受験)した者の有無 ※有・無・把握せずから1つ選択、有りの場合はその人数も記入	無	
5.2022年度中に、直接来日後による編入学者の有無 ※有・無・把握せずから1つ選択、有りの場合は、その人数も記入	無	

IV 日本国内にある外国学校からの入学について

	↓記入欄	備考
1-1.各種学校の認可を得た外国学校の中等部の卒業者について、高校受験(受検)者資格を認めているか否か ただし、中卒認定試験の合格を以って認めている場合は除く。 ※認めているは○印、認めていないは×印のいずれかで記入し、認めていない場合はその理由を備考に記入。検討中あるいは未決定の場合は△を記入し、備考に明記	×	本県で定めている応募資格には該当するものがないから(中学校卒業程度認定試験合格者については高校受検資格を認めている。)。
1-2. 1-1で認めている場合 ※①～④からいずれかを選択 ①外国学校中等部の卒業者には、そのまま他の生徒と同様に高校入学者選抜の受験(受検)を認めている(外国学校の指定その他の条件を付している場合はその条件を記載) ②学校教育法施行規則第95条第5項に定める「中学校を卒業したものと同等以上の学力」があるかどうかの確認を、中卒認定試験・外国人特別入試等とは別途、高校入試に先立って行っている。 ③上記②を実施しておらず、外国人特別入試等を実施し、この合格をもって学校教育法施行規則第95条第5項に定める「中学校を卒業したものと同等以上の学力」があるかどうかの確認としている。 ④その他(方法を備考欄に記入)		
2-1.各種学校ではないが、本国政府の認可を得た外国学校の中等部の卒業者について、高校受験(受検)者資格を認めているか否か ただし、中卒認定試験の合格を以って認めている場合は除く。 ※認めているは○印、認めていないは×印のいずれかで記入し、認めていない場合はその理由を備考に記入。検討中あるいは未決定の場合は△を記入し、備考に明記	×	本県で定めている応募資格には該当するものがないから(中学校卒業程度認定試験合格者については高校受検資格を認めている。)。
2-2. 2-1で認めている場合 ※①～④からいずれかを選択 ①外国学校中等部の卒業者には、そのまま他の生徒と同様に高校入学者選抜の受験(受検)を認めている(外国学校の指定その他の条件を付している場合はその条件を記載) ②学校教育法施行規則第95条第5項に定める「中学校を卒業したものと同等以上の学力」があるかどうかの確認を、中卒認定試験・外国人特別入試等とは別途、高校入試に先立って行っている。 ③上記②を実施しておらず、外国人特別入試等を実施し、この合格をもって学校教育法施行規則第95条第5項に定める「中学校を卒業したものと同等以上の学力」があるかどうかの確認としている。 ④その他(方法を備考欄に記入)		
3.上記のⅠⅡ特別措置と入学枠での滞日年数制限について、日本国内にある外国学校の在籍期間は、日本での在住期間に含むか否か ※日本での滞在期間に含むは「含む」、滞在期間に含めないは「含めない」のいずれかで記入		
4.外国学校の中等部の卒業生について、2023年度入試において受験(受検)希望があったか ※あった場合「有」を記入、備考にその人数を記入。なかった場合は「無」を記入。把握していない場合は「把握せず」	有	1名

▼調査した人からのコメントや関係者の皆さんへお知らせ

※各地域を担当されている皆さんだから知っている地域情報を、皆さんの視点からご記入いただきたいです。

「他地域から皆さんが担当する地域に引越し予定をしている中2の外国人生徒とその保護者に伝えたい情報」という想定で、いずれも公開されている情報について、ご無理のない範囲で、ご記入ください。

<p>1.日本語指導が必要な生徒の状況について、支援者の立場から、高校受検(受験)や高校進学に困難なケースや高校入試及び入学後の支援に関して課題を感じていること 高校入試や高校入学後の支援に関して、教育委員会や高校に期待すること</p>	<p>・外国人住民が散在している本県では、外国につながる児童生徒への対応や日本語指導についてのノウハウがまだ十分に蓄積されていないと感じます。県教育委員主催の研修会や文部科学省の「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」の実施等を通して、日本語指導や校内でのサポート体制に関する情報共有が図られ、指導者や支援者同士のネットワークが広がっていくことを期待します。 ・日本語指導が必要な生徒には公立高校入試の壁が非常に高く、私立高校や公立高校の定時制を受検する生徒が多い状況です。高校入試の特別措置等については、受検希望者の実情等も踏まえながら、措置の内容がより充実されていくことを期待します。</p>
<p>2.日本語指導が必要な生徒を受け入れている私立高校の情報や課題など</p>	<p>以前は下関市内の私立高校に「国際生・帰国生選抜」があったが、現在は特別選抜の実施を見合わせているようである。 ※その他の私立高校については、入試の際に問題文のルビ等の配慮をしている高校もある。</p>
<p>3.外国人生徒の高校入試などについて、近くで相談できるところ ※担当地域内の団体名やURLなどを記入ください</p>	<p>(公財)山口県国際交流協会 https://yiea.or.jp/</p>
<p>4.多言語による関連情報 ※担当地域の自治体やNPOなどで公開されているものがあれば、URLなどを記入ください。</p>	<p>(公財)山口県国際交流協会 https://yiea.or.jp/support/child/ ※外国にルーツを持つ子どもの支援に関するページ</p>
<p>5.公立高校入試の特別措置や特別入学枠の設置のこれまでの経緯 ※〇〇年に特別措置が導入された(内容)、〇〇年に特別措置が改善された(内容)、〇〇年に特別入試枠が導入された(内容)、〇〇年に特別入学枠の校数が〇校になった。…などのこれまでの経過について、わかる範囲で簡潔にご記入ください。詳しい内容が掲載されているホームページがあれば、記載してください。</p>	<p>昭和63年度入試より、①「原則として、帰国子女(外国における在住期間が継続して2年以上で、帰国後2年以内又は帰国予定の者)」及び②「中国引揚者子女のうち、日本において9年の義務教育を受けていない者」に対して、必要に応じて配慮することができるとした①各教科10分を限度とした時間延長、②問題文の漢字にふりがなをつける措置が設けられた。 令和4年度入試より、特別措置の対象者が①「日本国籍を有する者で、外国における在住期間が継続して2年以上で、帰国後2年以内又は帰国予定の者」及び②「外国籍を有する者で、原則として、入国後の在日期間が6年以内の者(※入国時点で外国籍を有していた者が日本国籍を取得した場合であっても、原則として、入国後の在日期間が6年以内である者も含む)」に対象が拡大された。</p>
<p>6.その他 ※「こんな情報もあるよ!」ということ、メッセージや助言などがあれば、調査した人からの目線でぜひご記入ください。なお、そのままでホームページには掲載致します。</p>	<p>(公財)山口県国際交流協会では、外国につながる子どもの日本語学習支援に関する講座の開催、子どもの日本語学習教材の貸出、通訳・翻訳サポーターや日本語ボランティアの紹介、やまぐち外国人総合相談センター(20言語以上)での相談対応、県内の日本語教室や国際活動団体に関する情報提供等を行っています。ぜひお気軽にご相談ください。</p>